

能代市中心市街地活性化推進協議会規約

(名称)

第1条 本会は、能代市中心市街地活性化推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、能代市の中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、能代市が作成する中心市街地活性化ビジョン並びに計画及びその実施に関し、必要な事項を協議し、能代市中心市街地の活性化の推進と発展に寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 能代市が作成する中心市街地活性化ビジョン並びに活性化計画及びその実施に関する協議及び意見、提言の提出
- (2) 能代市中心市街地の活性化に関する事業の検討
- (3) 能代市中心市街地の活性化に関する情報交換及び調査研究
- (4) 中心市街地活性化計画の進行状況のチェック
- (5) その他中心市街地の活性化に関して必要な協議

(協議会委員)

第4条 協議会は、次に掲げる者を協議会委員として、構成する。

- (1) 能代市の中心市街地の活性化に取り組もうとする者で、協議会の目的に賛同する者
 - (2) 能代市の中心市街地の活性化に関係する団体等から派遣された者
 - (3) 前号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者
- 2 委員数は、特に定数を定めないものとする。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長1名、副会長1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、協議会委員のうちから互選により選任する。
- 3 会長及び副会長の任期は、委員の任期とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長の職務)

第6条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席で成立するものとし、議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(分科会)

第8条 協議会に、具体的な事業や取り組みを検討する分科会を置くことができる。

(座長及び副座長)

第9条 分科会に座長1名、副座長1名を置く。

- 2 座長及び副座長は、分科会で互選する。
- 3 座長及び副座長の任期は、委員の任期とする。

(座長及び副座長の職務)

第10条 座長は、分科会を総理し、分科会を代表する。

- 2 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(運営グループ会議)

第11条 協議会に、会議の運営に関して協議する運営グループ会議を置くことができる。

- 2 運営グループ会議は、会長、副会長、座長及び副座長により構成する。

(議長及び副議長)

第12条 運営グループ会議に議長1名、副議長1名を置く。

- 2 議長及び副議長には、会長及び副会長を充てる。
- 3 議長及び副議長の任期は、会長及び副会長の任期とする。

(議長及び副議長の職務)

第13条 議長は、運営グループ会議を総理し、運営グループ会議を代表する。

- 2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(事務局)

第14条 協議会の事務局は、能代市環境産業部商工港湾課に置く。

(その他)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規約は、平成19年7月31日から施行する。

附 則

改正後の規約は、平成20年4月26日から施行する。

附 則

改正後の規約は、平成21年7月22日から施行する。